

特集：室内環境への配慮を見直す

家庭用芳香・消臭・脱臭剤の安全確保について

村木 毅

1. はじめに

近年の香りニーズの高まりから、家庭で使用されている芳香消臭剤は使用される目的や方法も様々になり、また市場拡大に伴い使用者も増加傾向にある。そのため、製品の利用を楽しむ一方、安全性についても確保されることが求められている。芳香消臭剤の製造、使用等により発生するリスクを未然に防ぐために、過去に報告された事故原因を明らかにし、特に頻度の高い事故や重篤度の高い事故に対する方策を検討することが重要である。芳香消臭脱臭剤協議会が策定した「家庭用芳香・消臭・脱臭・防臭剤安全確保マニュアル作成の手引き（新版）」¹⁾について、あくまで家庭用の商品を想定した内容であるが、業界の活動や、どのように安全確保を行っているのかについて触れ不具合事例なども交え紹介することで、図書館などの公共の場で使用されるにおい対策への参考としていただきたい。

日本において芳香消臭剤が使われ始めたのは1950年代とされており、以降消費者ニーズに応えるため各社から様々な目的、仕様の商品が市場導入されている。その歴史は液体タイプの芳香消臭剤に始まり、パラジクロールベンゼンを使用した小便器用の防臭剤はよく知られているところであり、1960年代にはエアゾールタイプが追加されている。その後ペットブームに起因し、お部屋でのにおい対策品が生まれ、お部屋用、トイレ用という場所別の用途区分が出来るに至った。続いてゲルタイプやビーズタイプが発売され、2000年代に

なるとプラグインタイプや電池タイプといった電気を利用したものも登場し、さらにはセンサーを搭載した自動噴霧タイプまで仕様の拡がりをみせた。2010年代から現在は、より積極的に香りや雰囲気を楽しむ商品が発売され、自然素材を利用したスティックタイプの芳香剤など、デザインや装飾性の面からも拡がりをみせている。

2. 芳香消臭脱臭剤協議会について

芳香消臭剤を扱う企業で構成される業界団体である「芳香消臭脱臭剤協議会」は、厚生労働省（厚生省）の指導の下1988年に設立され、1990年に自主基準を策定している。一般消費者用の芳香剤、消臭剤、脱臭剤等、防臭剤（以降、芳香消臭剤）の成分の種類、表示並びに製造に当たっての基準を定めている。

より信頼される業界を目指し、自主基準を遵守することで安全性、有効性、安定性についての品質を確保した製品の供給を行えるよう活動を続けている。現在会員数は100社ほどで構成されており、基準に適合した製品には「適合マーク」を付け、業界の発展を目指している。適合マークを図1に示す。



図1. 芳香消臭脱臭剤協議会の「適合マーク」

1) 家庭用芳香・消臭・脱臭・防臭剤安全確保マニュアル作成の手引き（新版）、2018。